裁 決 書

審査請求人

代理人

0000

0000

上記審査請求人から平成29年5月19日付けで提起の生活保護法(昭和25年 法律第144号。以下「法」という。)に基づく平成29年2月23日付け費用返 還決定処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求について、次 のとおり裁決します。

主文

○福祉事務所長が平成29年2月23日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人(以下「請求人」という。)は、○福祉事務所長(以下「処分庁」という。)に対し、法による保護を申請し、処分庁は、昭和57年12月15日付けで請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成29年1月15日、請求人の母(以下「母」という。)が死亡した。
- 3 平成29年1月17日、処分庁は、母が平成26年1月から特別障害者手当を 受給していたことを確認した。
- 4 平成29年1月18日、処分庁は、請求人から、母の通帳の提示を受け、平成26年2月から平成28年11月までの期間に特別障害者手当○円を受給していたことを確認した上で、生活保護費に係る債務承認及び返還誓約書を受理した。
- 5 平成29年2月17日、処分庁は、請求人世帯に生活保護の不正受給の意図 はなかったものと判断し、平成26年2月から平成28年11月までの未申告の 特別障害者手当相当額の計○円について、法第63条の規定に基づく費用返 還決定処分を行うことを決定し、平成29年2月23日付けで、本件処分を行 い、同年3月22日、請求人に対し、本件処分に係る決定通知書を郵送した。
- 6 平成29年5月19日、請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を提 起した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

高齢であった母及び知的障害がある請求人が特別障害者手当の受給について申告を行うことは困難であり、また、相続の帰趨によっては全額返還が請求人世帯の生活を脅かし、その自立を著しく阻害する可能性がある点を考慮することなく行われた本件処分は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められるものであることから、裁量権の逸脱又は濫用として違法であり、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 母が特別障害者手当に係る収入相当額を申告しなかったことについて、世帯の高齢及び障害の状況等から、請求人世帯に不正受給の意図があったものとは認められず、本来は適時に収入申告があれば保護変更(保護費減額)がなされたはずのところ、当該特別障害者手当による収入が事後に判明したため、過大に支給された保護費を遡って調整する趣旨から、法第63条を適用し、他の被保護世帯等との公平性の観点から自立更生費等の特別な控除を認めることが妥当でないため、その全額について返還請求したものである。
- (2) 処分庁は、世帯単位の原則を規定する法第10条の規定に基づき、母、 請求人及び弟を同一世帯として保護を実施していたことから、三者 が返還請求額全額について連帯して債務を負うものとして、本件処 分実施時の世帯主である請求人に対して、その全額の返還を求める 本件処分を行ったものである。
- (3) 以上のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

理 由

- 1 本件に係る法令・通知等の規定について
 - (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と規定して、いわゆる世帯単位の原則を定めている。

法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき(中略)は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定している。

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定しており、同条は、被保護者が法第4条に規定する保護の補足性の原則に反して資力があるにもかかわらず保護を受けた場合に、保護金品の適正な処理のため返還を命じる趣旨であるが、保護の実施機関が、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力がないと誤認して保護を決定した場合などにおいても、同条が適用されるものと解されている。

(2) 収入の認定について、「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官

通知」という。)第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(中略)については、その実際の受給額を認定すること」とされている。

(3) 法第63条に基づく返還額の決定について、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の5の答(1)において、法第63条は、資力はあるがこれを直ちに最低生活のために活用できない場合にとりあえず保護を行い、資力が最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである旨示されている。

しかしながら、問答集問13の5の答(2)、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)IVの2の(2)及び「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)1の(1)において、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、要返還額から一定額を控除して返還額を決定する取扱いが裁量として認められている。そして、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるかどうかの判断に当たっては、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠いていないかを検討し、その判断が重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に裁量権の逸脱又は濫用として違法となる旨(最高裁判所判決平成18年2月7日民集60巻2号401頁参照)と示されている。

2 本件処分について

(1) 請求人世帯は、保護受給中の平成26年2月から平成28年11月までの間に、未申告の特別障害者手当合計○円を受領しており、請求人世帯に資力が発生していたものと認められることから、資力がありながら保護を受けたものとして、資力の限度である○円の範囲内で法第63条による費用返還義務を負うこととなる。

そして、法第10条において世帯単位の原則を定めていることや法第63条にいう「資力」が法第4条第1項の「利用し得る資産」と基本的には同義であることからすれば、法第63条にいう「資力」についても世帯単位でその存否を判断すべきであり、原則として当該資力の取得者ないし処分権限の有無を問わないと解されるところ、母の死亡により世帯主となった請求人に対して、費用返還決定処分を行ったこと自体について、処分庁の判断に誤りは認められない。

(2) 次に、法第63条による費用返還は本来全額返還が原則であるが、本件において、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合に当たるか検討する。

ケース記録等からは、自立更生費の有無について、請求人世帯から処分庁に対して、事前に届出や相談があった事実を認めることができない

が、請求人世帯については、請求人及び弟は知的障害があって療育手帳を所持していることを考慮すると、適切に届出や相談をすることを期待することは困難な状況にあることが推察され、自立更生費の有無について具体的に主張することを請求人世帯に期待するのは無理がある。このような状況においては、処分庁が、自立更生費の有無を含め、請求人世帯に寄り添った支援をするよう努めることが期待されたところ、請求人世帯の自立更生費の有無について調査・検討することなく、他の被保護世帯等との公平性の観点から自立更生費等の特別な控除を認めることが適当でないとして、全額返還を求めることとした本件処分は、自立更生費の控除についての判断要素の選択や判断過程に合理性を欠いていると認められる。

- (3) 以上より、本件処分における自立更生費の控除に係る処分庁の判断は、重要な事実の基礎を欠き、裁量権の逸脱又は濫用があると認められることから、当該判断に基づいて行われた本件処分は、違法又は不当な処分である。
- 3 よって、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法(平成26年 年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年7月31日

京都府知事西脇隆俊